

論文

朝鮮人・中国人「強制連行」問題の起源 ——運動史的観点からの一考察

勝岡 寛次 (明星大学戦後教育史研究センター)

はじめに 用語の定義及び研究対象の限定

かつて金英達は「強制連行」の用語について、《歴史用語として統一された概念規定があるわけではなく、その用語の意味する範囲が人によってまちまちで、混乱・誤解を生む原因にもなっている》とし¹⁾、朝鮮人強制連行とは《日中戦争・太平洋戦争時に、国家総動員法にもとづいて、一九三九年から実施された労務動員計画（一九四二年からは国民動員計画と改称）によって、「募集」「官斡旋」「徴用」の方式により、朝鮮人が労働者として、朝鮮から日本本土、樺太、南方地域へ強制的に集団移動させられ、戦時生産に協力させられたこと》《要するに朝鮮人戦時労務動員のことであり》と定義した²⁾。

この問題は今日、韓国側からは「徴用工問題」として提起される場合が多いが、朝鮮人戦時労務動員の対象者たる「徴用工」だけでなく、ここでは中国人戦時労務動員の対象者たる「華人労務者」も含めて、朝鮮人・中国人「強制連行」問題とした。尚、本稿においては慰安婦「強制連行」は研究対象に含まない³⁾。

本稿の目的は、「強制連行」という戦時労務動員をめぐる歴史認識問題が、戦後いつの時点で如何にして浮上し、どのようにして国民各層に浸透していったのかという点を究明することにある。その意味で「強制連行」問題の起源」とは、運動史的な観点から見た起源のことであり、徴用がいつ、どんな形で始まったかという意味の起源ではない。換言すれば、戦時下における「強制連行」の有無をめぐる実態を史実として解明することは、本稿の意図するところではない。最初にそのことをお断りしておきたい。

朝日新聞に見る、「強制連行」(中国人・朝鮮人・慰安婦)の記事使用頻度の経年変化

「強制連行」という言葉が、戦時中からあった「徴用」という言葉に取って代るようになったのは、一体いつからなのだろうか。

これについては、鄭大均の先行研究がある。鄭の『在日・強制連行の神話』によると、「中国人強制連行」についての議論は、既に1950年代半ばからあるそうだが、「朝鮮人強制連行」の語の初見は、雑誌『世界』の1960年9月号に載った、藤島宇内「朝鮮と日本人」だそうである⁴⁾。藤島はその記事の中で、同年5月号の『世界』に掲載された「中国人強制連行の記録」に触れながら、《「強制連行」は中国人に対してだけ行なったのでは

なく、朝鮮人に対してもより大規模に長期にわたって行なわれた犯罪である》と書いている⁵⁾。

従って、「強制連行」という言葉が生れたのは1950年代もしくは1960年前後ということになるが、「朝鮮人強制連行」に限っていうと、歴史認識問題としての「朝鮮人強制連行」の起源は、1965年に朴慶植の書いた『朝鮮人強制連行の記録』ということになる。 「強制連行」派にとつては、この本は一種の「バイブル」であり⁶⁾、今日でも「金字塔」として高く評価されている⁷⁾。一般的には、そういう評価が定着していると思う。

しかし、この本によって直ちに「強制連行」という歴史認識が一般化したわけではない。鄭によれば、《やがて八〇年代に入り、日本のマス・メディアが第二次世界大戦中の日本の国家犯罪を語り、在日コリアンに対する差別の問題を語るようになると、「強制連行」という言葉はにわかに大衆化する。…その道案内の役割を担った者の中には左派系の人々が含まれており、「強制連行」という言葉を広めたのは彼らである⁸⁾》。

そこで、この点を朝日新聞のデータベースで確認したいと思い、「強制連行」のキーワードが、朝日の記事の中にどのような頻度で現れるかを調査した。但し、「強制連行」といっても中国人の場合もあれば、朝鮮人の場合もあり、また後には慰安婦「強制連行」を指す場合もある。従って、それぞれの記事を三つに分類して一覧表にしたのが、以下の表である。左欄にある「中」は中国人「強制連行」を、「朝」は朝鮮人「強制連行」を、「慰」は慰安婦「強制連行」の記事を指す。

但し、記事数が膨大なので、見出しで判別できるもの以外は、一々記事の中身まで見て分類することはしていない。従つて、数値は正確な数ではないが、大体の傾向ということでご理解いただきたい。また、調査時期も「強制連行」問題の「起源」を探る意味から、ここでは1950～1999年の50年間に限定した。

朝日新聞に見る、「強制連行」(中国人・朝鮮人・慰安婦)使用頻度の経年変化(概数)

| | 60 | 61 | 62 | 63 | 64 | 65 | 66 | 67 | 68 | 69 | 70 | 71 | 72 | 73 | 74 | 75 | 76 | 77 | 78 | 79 |
|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 中 | 1 | | | | | | | | | | | | 1 | 2 | | | 1 | | | |
| 朝 | | | | | 1 | | | | | | | | | 2 | 1 | 8 | | | | |
| 慰 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | 80 | 81 | 82 | 83 | 84 | 85 | 86 | 87 | 88 | 89 | 90 | 91 | 92 | 93 | 94 | 95 | 96 | 97 | 98 | 99 | 合計 |
|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|----|----|----|-----|----|----|----|----|------|
| 中 | | | 1 | | | 2 | | 3 | 3 | 5 | 23 | 13 | 10 | 21 | 39 | 37 | 15 | 36 | 37 | 46 | 296 |
| 朝 | | 1 | 2 | 4 | 11 | 17 | 23 | 14 | 34 | 66 | 178 | 123 | 98 | 59 | 73 | 109 | 57 | 79 | 76 | 45 | 1081 |
| 慰 | | | 1 | | | | 1 | | 1 | 3 | | 24 | 64 | 19 | 10 | 8 | 25 | 56 | 9 | 8 | 229 |

まず、言えることは1950年代から70年代までの30年間、「強制連行」はマスコミの上では殆ど無視できるほどしか、報道されていないということである(上記の表では、1950年代は全ての欄が空欄のため、記載を省略した)。朝鮮人「強制連行」が盛んに報じられるようになったのは、80年代半ば以降のことであり、爆発的に報じられるのは1990～91年にかけてのことである。

慰安婦「強制連行」の報道は、1990年以前は殆どゼロに等しいことも判る。朝日の慰

安婦報道を独自の立場から検証した「独立検証委員会」は、朝日の「慰安婦」記事を分析し、「92年1月強制連行プロパガンダ」と命名したが⁹⁾、「強制連行」の記事から分析しても、上記の通り、それまでゼロに近い数字だった慰安婦「強制連行」の記事が、91～92年にかけて一気に増えたことが判る。

また、中国人「強制連行」については、朝鮮人「強制連行」より報道量はずっと少ないことも判る。「強制連行」記事の報道量の合計で比較すると、中国人：朝鮮人：慰安婦＝296：1081：229で、1：4：1といったところである。

朝鮮人「強制連行」に先行した、中国人「強制連行」問題

しかし、上記の表にもその片鱗は現れているように、また鄭も指摘しているように、「強制連行」の用語自体は、中国人「強制連行」の方が朝鮮人「強制連行」に先行している。

これは、400人以上の犠牲者を出したとされる花岡事件（1945.6.30）の報道が早くからなされ¹⁰⁾、中国側も1953年2月には中国人俘虜殉難者実行委員会を発足させ、全国各地での調査を踏えて、1960～61年には早くも『中国人強制連行事件に関する報告書』全三篇としてまとめていることにも表れている¹¹⁾。

ただ、その内容については問題があり、例えば『中国人強制連行事件に関する報告書』第三篇「強制連行並びに殉難状況」には、中国人「強制連行」の証言として、「“劳工狩り” “兎狩り” 作戦」の話が出てくるが、証言の信憑性に根本的な問題がある。これについては、後述する。

このように、50年代から60年代初頭にかけて、中国人「強制連行」が歴史認識問題として最初に浮上するわけだが、1960年代になると日韓交渉に伴い、朝鮮人「強制連行」についてもスポットが当たるようになる。雑誌『世界』1960年5月号に載った前掲の「中国人強制連行の記録」は、前記『中国人強制連行事件に関する報告書』第三篇「強制連行並びに殉難状況」のダイジェスト版だが、朴慶植はこれに触発されて、朝鮮人「強制連行」の研究に取り組むようになるのである¹²⁾。

彼が最初に書いたのは、『太平洋戦争中における朝鮮人労働者の強制連行について』（1962）という小冊子だが、これは彼が勤めていた朝鮮大学校から出されている。その3年後、日韓基本条約調印の直前に当たる昭和40年に『朝鮮人強制連行の記録』が出されており、「強制連行」問題の「起源」は中国人が1960年前後、朝鮮人が1965年前後と考えるのが妥当であろう。

朝鮮人・中国人「強制連行」に関する文献目録と、分類カテゴリーの問題

筆者は以前から、朝鮮人・中国人「強制連行」に関する文献目録の作成を進めてきたが、左翼サイドには膨大な点数の資料集や先行研究が存在していることが判明したので、これを二分割して、本誌前号（第2号）では2000年までを掲載し、今号では2001年から現在までを収録することにした¹³⁾。

その際、どのようなカテゴリーで分類するか、大いに頭を悩ませたが、今のところ、次のようなカテゴリーで分類している。序でにカテゴリー毎の文献数も示しておく。この文献数は、それぞれのカテゴリーで2回分（前号掲載分と今号掲載分）を足した合計の数字である。

- 1 資料・資料集 (62)
- 2 証言・証言集 (67)
- 3 運動団体記録・資料 (44)
- 4 戦時徴用一般（「強制連行」「強制労働」と立場を異にする文献）(109)
- 5 「強制連行」「強制労働」一般 (83)
- 6 朝鮮人「強制連行」(445)
 - a 朝鮮人「強制連行」一般 (416)
 - b サハリン残留韓国・朝鮮人 (21)
 - c 軍艦島（端島）(8)
- 7 中国人「強制連行」(176)
 - a 中国人「強制連行」一般 (117)
 - b 花岡事件 (43)
 - c 中帰連関係者 (16)
- 8 戦後補償・戦後補償裁判 (371) 総計：1,357

以上の八つのカテゴリーで文献目録を作成しているが、この分類カテゴリーが妥当かどうかについては、議論の余地があろう。

例えば、3のカテゴリーは当初は設けていなかったが、「朝鮮人強制連行真相調査団」という、朝鮮総連が作った団体がまとめた資料集や記録が数多くあったので、これはこれでまとめた方がいいのではないかと思って1から独立させたのが、3のカテゴリーである。

4については、保守派の文献、即ち「強制連行」「強制労働」とは立場を異にする文献については、「戦時徴用一般」としてここでまとめた。こういう形でまとめないと、各カテゴリーとも圧倒的に左派の文献が優勢なので、保守派の文献はその中に埋没してしまい、所在も不明になってしまう恐れがあるので、カテゴリーとして分離独立させ、一箇所にまとめたのが4のカテゴリーである。

筆者の調査した文献は、全部で1,357点に上った（但し、文献によっては複数のカテゴリーに分類したのもあるので、数字に若干のダブリもある）が、この内4のカテゴリー、「強制連行」「強制労働」とは立場を異にする文献は、110点ほどの数字でしかない。保守派の文献は、文献全体の十三分の一しかないということになる。単純に文献量で比較すると、そういうことが言える。

さて、この4のカテゴリーに属する文献については、本来であれば他のどのカテゴリーに含まれるかを示すために、【一般】【朝鮮人の徴用】【華人労務者】【戦後補償裁判】のカテゴリーに更に細分化しているが（今号所載の「文献目録」(2)のみ。前号ではカテゴリー4の細分化は行っていない）、その圧倒的多数を占めるのは、【朝鮮人の徴用】に関する文献で、これだけで全体の四分之三（78点）を占めている¹⁴⁾。

ここで、【朝鮮人の徴用】に関する文献の全体的傾向を俯瞰しておく、1950年代から60年代にかけては、この問題のスペシャリストである森田芳夫の文献が目を引き¹⁵⁾。鄭によると、「強制連行」派の「バイブル」とされている朴慶植の『朝鮮人強制連行の記録』（1965）は、森田の著書に対する「アンチテーゼ」として提出されたもので、《森田が、在日一世の多くは「出かせぎ者」であり、より良い生活をするために朝鮮の故郷を離れたのだといったのに対し、朴はいよいよ「朝鮮人は自ら好んで日本に渡ったのではなかった」と強制連行論を提示した》のだ、という¹⁶⁾。

その後、70年代から80年代にかけては、「強制連行」派の文献の独壇場となり、批判派の文献は全くと言っていいほど存在しない状態が続く。このように、朴が「強制連行」論を提起した1965年以降、四半世紀もの間、これに対する明確な批判は出現していない。

「強制連行」批判派の文献は、サハリン韓国人帰還運動に携わった荒井佐和子が、自身の体験から朝鮮人の「強制連行」は有り得ないとして、90年代以降になって『現代コリア』誌上で強力な論陣を張ったのが最初である¹⁷⁾。2000年代に入ると、これに西岡力や鄭大均も加わり、今日に至っている。

その他、項目としては一応4に分類したが、やや異色な文献として目を引くのは、ブランドン・パーマーの『検証 日本統治下朝鮮の戦時動員』である¹⁸⁾。これは、第三者的・客観的立場からこの問題を研究したもので、「強制連行」派とも「強制連行」批判派とも距離を置き、それぞれにとって都合の悪い事実も公平に採り上げている点が、参考になる。

以上が、朝鮮人「強制連行」を批判する側の文献の概要だが、逆に保守派の文献で手薄なのは、中国人「強制連行」の批判である。筆者の作成した文献目録で確認する限り、田辺敏雄のものしか存在しない。「強制連行」派の中国人「強制連行」に関する文献は175点ほどあるわけだが、田辺の文献はそれに対して11点しかなく¹⁹⁾、保守派の批判は“螻蛄の斧”のように孤立無援な戦いを強いられているのが実情だ。

左派の文献に数の上でも圧倒されているのは、戦後補償裁判も同様である。左派の文献は、これだけで370点以上あるのに対して、保守派の文献は16点しかない²⁰⁾。単純に文献量だけから見ても、両者は23：1という圧倒的な差があり、これでは最初から勝負にならない。

「朝鮮人強制連行真相調査団」について

次に、運動史的な観点からは「朝鮮人強制連行真相調査団」をどう位置づけたらいいのか、という問題がある。

1965年に出された朴慶植の『朝鮮人強制連行の記録』は、80年代中期以降に朝鮮人「強制連行」説が広がる上で大きな影響を及ぼすが、山田昭次はその与えた影響について、次のように指摘している²¹⁾。

《この書物の影響の範囲は広く、一九七〇年代には朝鮮総連と日本人の合同調査団や日本人個人もしくは集団による朝鮮人強制連行調査を各地に生み出した。一九九〇年以降、その基盤の上に毎年「朝鮮人・中国人強制連行・強制労働を考える全国交流集会」が開かれるようになった。他方、十数都府県に朝鮮総連と日本人によって組織された「朝鮮

人強制連行真相調査団」も組織された。同時に労働者、軍人、軍属、「従軍慰安婦」として強制連行された本人や遺族による戦後補償訴訟も次々と起こされた》

ここには、真相調査団は「朝鮮総連と日本人によって組織された」と書いてある。また、鄭によれば、朴慶植自身も『朝鮮人強制連行の記録』を書いた頃は《北朝鮮を心のより所とする人間であり、氏もメンバーであった朝鮮総連は、北朝鮮労働党に遠隔操作される組織であり、六〇年から七〇年までの十年間は、そのエリート養成校の教員であった》と指摘している²²⁾。

そうすると、当然のことながら、こういう疑問が生じてこよう。朝鮮人「強制連行」というのは、実は朝鮮総連を通じた北朝鮮の「遠隔操作」によって生れた論なのではないか、と。従って、一つにはこの朝鮮総連による「朝鮮人強制連行真相調査団」の性格を見極める必要がある。それから、もう一つは戦後補償裁判が、「強制連行」を日本の風土の上に広めるに当って無視できない、大きな力を及ぼした。それは如何なる方法に因ったのか。さしあたり、この二つの問題を、ここでは検討したい。

朝鮮人強制連行真相調査団（以下、「真相調査団」と略）は、1972年8月に結成されている。団長は日弁連の人権擁護委員長をしていた尾崎陞^{すずむ}である。真相調査団はまず「朝鮮人側中央本部」を結成し、結成直後から以下のような日程で、日本全国の「強制連行」調査活動に従事している²³⁾。

| | |
|-----------------|---|
| 1972.8 | 朝鮮人側中央本部結成 |
| 1972.8/15～9/4 | 沖縄調査 (「第二次大戦時沖縄朝鮮人強制連行虐殺真相調査団報告書」1972) |
| 1973.4/10～4/30 | 北海道調査(資料「北海道朝鮮人強制連行と虐待の実態」1973.5) (『朝鮮人強制連行・強制労働の記録』北海道・千島・樺太篇、1974) |
| 1974.4/10～4/30 | 九州調査(「九州朝鮮人強制連行の実態—新聞報道資料」) |
| 1975.7/25～8/15 | 東北調査(「東北朝鮮人強制連行の実態—新聞報道資料」1975.10) |
| 1979.11/1～11/10 | 広島・長崎朝鮮人被爆者実態調査 |
| 1992.2 | 日本人側全国連絡協議会結成 |

ここでは、真相調査団が最初に大きな成果を挙げた北海道調査²⁴⁾から判ることを、以下に列挙する。

- ・ 北海道の調査に当つた真相調査団については、《日弁連の尾崎陞弁護士や評論家・藤島宇内氏らを中心とした調査団》《総勢約二十人のかなりの大規模な陣容。朝鮮総連もむろん協力するが、調査の主体はあくまで日本人側にあるのが特徴》とある(北海道新聞、73.4.10)²⁵⁾。ここで「日本人側」の主導とあるのは、朝鮮総連側の偽装工作であろう²⁶⁾。最初に「朝鮮人側中央本部」を結成し、ずつと後になってようやく「日本人側全国連絡協議会」を結成している事実から見ても、真相調査団が朝鮮総連主導の組織であることは間違いない。
- ・ この真相調査団の調査は、道内に大きな影響を与え、「協力者が相次いで名乗り出た」ということで(北海道新聞、73.4.14)²⁷⁾、実際、地元の新聞は真相調査団の調査を連日大きく報道しており²⁸⁾、被害者側の証言だけでなく、「加害者側」の記

録や証言を収集しながら、同時に広くマスコミで報じられることによって、「朝鮮人強制連行」が道内に浸透していった経過がよく解る。

- ・ 真相調査団の北海道調査をまとめた単行本のはしがきで、尾崎団長は調査の目的について、次のように述べている²⁹⁾。

《いまや北半部においては、朝鮮人民の敬愛する金日成主席と朝鮮労働党の指導のもとに、かつての抗日武装闘争の革命伝統を思想的基礎とする朝鮮民主主義人民共和国の謝意主義革命と社会主義建設が、日に日に発展して国際的維新を高め、他方、南半部においては、いかなる弾圧にもめげぬ人民の反ファッショ民主化闘争が、国際的支援を呼びおこしている。(中略)だが、盲目的な“高度成長”によって異常な発育をとげた現代の日本国家独占資本主義は、朝鮮民主主義人民共和国を承認することをかたくなに拒みつつ、…新たなかいらい政権利用による再侵略策動を強めているのである。…日朝人民の協力のもとになされたこのような調査は、…復活しつつある日本軍国主義の南朝鮮再侵略を阻止し、真の日朝友好の確立を促進するためのものである》

北朝鮮一辺倒の立場から、北朝鮮に有利な世論喚起のために、調査を利用しようとしていることが解る。

- ・ 真相調査団の日本側キーパーソンの一人は、副団長の藤島宇内である。藤島は、報告書の最後で北海道での調査をこう総括している³⁰⁾。

《日本人の立場からいえば、その目的は、過去の朝鮮侵略の実態を掘りおこし、それを、私たち日本人自身の思想を改造し、日本の社会の在り方を変え、今日の日本政府が対アジア侵略政策の根源としてきた朝鮮侵略政策の転換をもたらすためのいしずえとしようとするところにある。(中略)一方では朝鮮民主主義人民共和国を敵視して、平和五原則による日朝間の政治的交流をあくまで拒否し、…他方では南朝鮮に対する「援助」という名目の経済的再侵略を強行している現政府の政策も、…かつての朝鮮人労働力を酷使した体質の延長線上にあるといわねばならない》

ここには、「朝鮮人強制連行」の調査・暴露により、北朝鮮敵視政策を採る日本政府を糾弾し、親北朝鮮政策へと転換させようとする朝鮮総連の意図が、はっきり見て取れる。

藤島は真相調査団の北海道調査に副団長として参加した1973年には、『キム・イルソン：20世紀の生んだ偉大な指導者』という北朝鮮の本の付録として、「日本軍国主義の朝鮮侵略を理解するために」という小冊子も書いている。

以上が、北海道の調査と朝鮮総連との関わりだが、九州の調査と東北の調査においては、藤島の他に山田昭次(当時立教大学助教授)も団員として参加し、スポークスマンの役割を担っている。山田は九州調査の後に「強制連行調査の今日的意義」(西日本新聞、1974.5.6夕刊)を書き、また東北調査の後に「朝鮮人と日本人—東北地方朝鮮人強制連行真相調査の旅から」(読売新聞、1974.8.23夕刊)を書いている³¹⁾。

鄭大均は朝鮮総連について、こういう指摘もしている³²⁾。

《重要なのは、朝鮮総連(在日本朝鮮人総連合会、五五年結成)という北朝鮮労働党の指令によって動く組織が日本に存在し、この組織を通して、北朝鮮の政治的なスポークス

マンや経済的な前衛隊の役割を担う団体が形成され、また文化人へ工作が行われていたということであろう》

藤島の書いたものを子細に検討すると、彼は1966年前後から、軸足を完全に北朝鮮に移した記事を書いていることが判る。北朝鮮訪問記などを書いて、北朝鮮を頻りに礼賛するようになっていたのだ³³⁾。従って、藤島などは「朝鮮総連という北朝鮮労働党の指令によって動く組織」を通して「工作が行われていた」文化人の典型だろうと思われる³⁴⁾。

朝鮮人「強制連行」のマスメディアにおける拡散は、彼が1960年に初めてこの語句を使用したこととも相俟って、藤島らを前面に押し立てた朝鮮総連（真相調査団）の活動によつて、70年代には地方に拡散していくことになった。

吉田清治が「強制連行」拡散に果たした役割

但し、それは未だ地方の新聞レベルの話である。朝日が全国レベルで「強制連行」を取り上げるようになるのは、例の吉田清治がらみなのである。

普通吉田の証言は、慰安婦「強制連行」がらみでしか報じられないが、吉田が初めて「強制連行」について証言したのは慰安婦でなく、徴用による朝鮮人「強制連行」の方である。その初出記事は、1980年3月のことである³⁵⁾。

その後、樺太残留者帰還請求裁判の中でも、吉田は朝鮮人強制連行の証言をしている。1982年10月1日の記事である³⁶⁾。朝日は慰安婦絡みでは吉田の証言を取り消したが、この記事は未だに取り消していない。その後、1983年10月から12月にかけて、吉田が韓国に謝罪碑を建てたという記事が朝日に3本載り、謝罪碑の前で土下座してゐる吉田の写真も同時に掲載されたが³⁷⁾、この謝罪碑も慰安婦に対するものではなく、朝鮮人の徴用と「強制連行」に対するものである。

この謝罪碑は、2017年になって元海上自衛官の奥茂治氏が吉田清治の子息の依頼により、謝罪碑の文面の上に「慰霊碑」のプレートを貼りつけた廉で、韓国に半年間ほど拘留された“曰くつき”のものだが、建立時の文面はこうなっていた³⁸⁾。

《あなたは日本の侵略戦争のために徴用され強制連行されて
強制労働の屈辱と苦難の中で 家族を想い 望郷の念も空しく
貴い命を奪われました
私は徴用と強制連行を実行指揮した日本人の一人として
人道に反したその行為と精神を深く反省して
謹んであなたに謝罪します 合掌

1983年12月15日 元労務報国会徴用隊長 吉田清治》

このことはこの頃まで、吉田の証言や朝日の「強制連行」の報道の力点は、男子の徴用にあり、慰安婦の方は付けたりでしかなかったことを意味している。

朝日はこの前後から、吉田を何度も紙面に登場させるようになるが、全国紙が取り上げたという意味では、「強制連行」は或る程度の社会的拡がりを持つようになったものの、80年代にはその影響力は、依然として限定的なものでしかなかった。「強制連行」という言葉が本当に日本社会に浸透するのは、戦後補償裁判が起った90年代以降のことである。

戦後補償問題と「強制連行」—高木健一弁護士の果たした役割

戦後補償裁判の仕掛人は、高木健一弁護士である。高木は1991年8月に「アジア・太平洋地域 戦後補償国際フォーラム」という大がかりな国際シンポジウムを企画するが、この時にインドネシアから元兵補のラハルジョを招いている³⁹⁾。兵補というのは、戦時中に日本軍が現地人を軍属として雇ったものだが、彼は高木弁護士からこう言われたということ、阿羅健一が暴露している⁴⁰⁾。

《日本に来て補償を言えばよい、そのための飛行機チケットは送るから。そう弁護士のタカギさんが言ってくれました。それでやってきました》

この時に高木は、往復の飛行機代だけでなく、日本滞在中のホテル代・食事代・交通費や小遣いまでラハルジョに支給している。高木弁護士は、恐らく東南アジア全域で、こうした方法で戦後補償裁判の原告探しをしたものと思われる。こうやって91年8月に「戦後補償国際フォーラム」が開かれ、そこから「強制連行」問題を初めとする、何十件もの戦後補償裁判が、次々に起されていくのである。

また、このインドネシアの兵補への補償の話は、朝日の記事が発端になってといえるということも、阿羅は指摘している。即ち、この国際シンポジウムの一年前、1990年8月15日付の朝日に「旧日本軍補助兵のインドネシア人 未払い給与・貯金請求へ」という大きな記事が突然載り、元々は親日的だつたラハルジョは、それに影響されて日本から補償金を取るための行動を起した、というのである⁴¹⁾。

阿羅は、こう結論している⁴²⁾。

《このときまで、戦後補償という言葉はなかった。(中略)強制連行、慰安婦、強制貯金、賃金未払い、軍票、…これらはすべて日本人がすすめていたのである。

アジア各国から澎湃としてあがるのではなく、日本から行って、関係ありそうな人をさがしだし、説得して、日本で訴訟をおこさせていたのである。(中略)日本から弁護士がやってきて、日本に行って訴訟をおこしなさい、支援しますから、とたきつけていたのである。(中略)このような動きをしたのが高木健一弁護士である》

結局、兵補の戦後補償裁判は上手くいかず、尻すぼみになつたが、それに代って登場したのが慰安婦である。朝鮮人慰安婦として金学順が初めて名乗り出たのは1991年8月のことだが、高木健一が「戦後補償国際フォーラム」を開いたのと同時に、彼女のカミングアウトで戦後補償裁判が起きた。そして彼らは中国でも、同じようなことをしていたということ、筆者は『歴史認識問題研究』の創刊号で指摘した。これは大森典子という弁護士が証言しているのだが、彼女はこう言っている⁴³⁾。

《一九九四年一〇月、中国人戦争被害調査団として日本から一〇名近い弁護士が北京に行き、「慰安婦」被害者、強制連行被害者、七三一部隊による虐殺被害者、南京事件の被害者などからそれぞれ被害事実を聞き取った。そしてこの弁護士が中心となって被害事実ごとに一九九五年八月から順次日本政府に対する裁判を起していった。したがって中国人「慰安婦」訴訟は中国人強制連行事件被害者の賠償請求事件、七三一、南京、無差別爆撃事件、平長山事件、などの事件とともに中国人の戦争被害賠償事件の一つとして、これらの事件と密接に連携をとりつつ裁判も運動も進めることになった》

高木や福島瑞穂などが原告探しを盛んにやって、彼らを焚き付けて起したのが、90年代以降の戦後補償裁判である。これによって朝鮮人「強制連行」も慰安婦「強制連行」も、大ブレークを起した。

因みに、「戦後補償」という言葉と「強制連行」「慰安婦」という言葉が使われる頻度を、例によって朝日のデータベースで調査したのが、以下の表である。ここでいう「強制連行」は、中国人・朝鮮人・慰安婦全てを含めた正確な数字である。ここでは、85年以降で調査している。

「戦後補償」「強制連行」「慰安婦」の記事数（朝日新聞データベース）

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 85 | 86 | 87 | 88 | 89 | 90 | 91 | 92 | 93 | 94 | 95 | 96 | 97 | 98 | 99 | 00 | 01 |
| 戦後補償 | | | | | 2 | 23 | 88 | 176 | 151 | 201 | 166 | 125 | 86 | 111 | 120 | 100 | 74 |
| 強制連行 | 22 | 26 | 19 | 44 | 87 | 308 | 304 | 344 | 226 | 311 | 355 | 206 | 314 | 210 | 188 | 217 | 227 |
| 慰安婦 | 4 | 2 | 3 | 10 | 14 | 23 | 150 | 725 | 424 | 373 | 494 | 575 | 757 | 393 | 194 | 236 | 233 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 02 | 03 | 04 | 05 | 06 | 07 | 08 | 09 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 戦後補償 | 74 | 57 | 37 | 42 | 38 | 33 | 17 | 29 | 39 | 20 | 12 | 5 | 20 | 25 | 11 | 11 |
| 強制連行 | 283 | 171 | 203 | 224 | 167 | 174 | 110 | 98 | 122 | 65 | 81 | 85 | 160 | 74 | 62 | 46 |
| 慰安婦 | 149 | 92 | 104 | 191 | 110 | 423 | 122 | 73 | 59 | 94 | 249 | 729 | 673 | 496 | 370 | 426 |

これを見ると、「戦後補償」という言葉は80年代（89年）以前には全く存在しておらず、90年代以降に高木等によって新たに作られた造語であることが判明する。これに対して、「強制連行」という言葉は、既述したように60年代からあるわけだが、爆発的にブレークするのは、やはり戦後補償裁判が次々に起された90年代以降であることも、はっきりと判る。また「慰安婦」というワードも、爆発的にブレークしたのは、朝日がこれをプロパガンダして煽りに煽った91年以降であることが、明瞭に判る。

「強制連行」問題の全体的構図（まとめ）

「強制連行」問題の全体的な構図としては、次のようなことが言えるように思う。

まず、花岡事件の発覚（1946）を機に、これを政治的に使えると判断した中国が⁴⁴⁾、1960年前後に「強制連行」の最初の種を蒔いた（『中国人強制連行事件に関する報告書』）。それに影響されて、朴慶植が65年には『朝鮮人強制連行の記録』を書く。70年代には朝鮮総連が「朝鮮人強制連行真相調査団」というフロント組織を作り、藤島のようなエージェントを使つて、北朝鮮の意図を日本社会に浸透させるべく、盛んに工作をした。「強制連行」はそのダシに使われた。そして90年代になると、高木健一のような弁護士が仕掛けて、“やらせ”による戦後補償裁判を次々に提訴した。これによって朝鮮人「強制連行」も慰安婦「強制連行」も、一大ブレークを起した。

以上が、朝鮮人・中国人「強制連行」問題の起源に関する、大まかな見取り図である。

「証言」の問題——中国人「強制連行」に見る“劳工狩り”

最後に、「強制連行」における日本側の「証言」の信憑性について、問題点を指摘しておきたい。

慰安婦問題にしる何にしる、「強制連行」を主張する側は、被害者側の証言をこれでもか、これでもかというふうに突きつけてくる。多くの場合、それに対する明確な反証を挙げることは、既に何十年もの時間的経過を閲していることもあり、極めて難しい。その場合、被害者側の証言に加えて、加害者側の証言があると、被害者の証言を裏付けるものと見做される場合が多い。

慰安婦「強制連行」における吉田清治の「証言」は、正にそれだった。被害者の「証言」を加害者側から裏付けた結果、慰安婦「強制連行」が事実として認知され、一気に広まったように思うのである。

ところで、朝鮮人「強制連行」の場合には加害者側の「証言」は、どのように利用されているのか。有名なのは、宇垣総督時代（1927～1936）に総督府の政策顧問だった鎌田澤一郎が、次の南総督時代（1936～1942）の失政を批判した、次の証言であろう⁴⁵⁾。（下線部引用者）

《納得の上で応募させてみたのでは、その予定数に仲々達しない。そこで郡とか面（村）とかの労務係が深夜や早暁、突如男手のある家の寝込みを襲ひ、或いは田畑で働いてゐる最中に、トラックを廻して何げなくそれに乗せ、かくてそれらで集団を編成して、北海道や九州の炭鉱へ送り込み、その責を果すと云ふ乱暴なことをした。但総督がそれまで強行せよと命じたわけではないが、上司の鼻息を窺ふ朝鮮出身の末端の官吏や公吏がやつてのけたのである》

ところが、朴慶植の『朝鮮人強制連行の記録』を初めとする多くの「強制連行」派の文献は、下線部を故意に省略した形でしか紹介していないということを、鄭が既に指摘している⁴⁶⁾。下線部は、総督府の組織的命令によって朝鮮人「強制連行」が行われたのではなく、「上司の鼻息を窺ふ」末端の朝鮮人官吏が「やつてのけた」事実を指摘したものが、「強制連行」派にとっては都合の悪い事実だから、故意に伏せたのだろう。しかし、もっとひどいのは、同じ鎌田が小磯総督時代（1942～1944）について、次のように高く評価している箇所は、完全に無視して誰も引用しないことだろう⁴⁷⁾。

《〔小磯は〕南統治の末期から、自己の施政下にかけて、労務動員の強制が行はれてゐることを知るや、その改善に誠意を示すとともに、すでに徴用されて九州、北海道を初め全国各地の炭坑、工場等の職場で働いてゐる朝鮮人達の為、内鮮民間の大物を起用して労務査察使を編成、手わけしてその実情の調査と、現地に於ける待遇の改善、厚生施設等についての発言を行はしめ、労務者と家庭の連絡に資する一方、朝鮮民衆にその誤つた強制徴用に対するお詫心を表現し、さらに内地の鉱山、工場に対し大いに朝鮮人を尊重し、同胞愛の真実を以て之に対処せよと強調する等の、誠意と温情に富む政治的感觸は充分もつてゐた》

加害者側の証言から、自己に都合のいい部分だけを切り取って利用し、都合の悪い部分は捨象するこのようなやり口では、戦時労務動員の全体像は、歪められた形でしか伝

わらない。「強制連行」なるものの「強制性」のみを強調する、こういった恣意的な「証言」の使われ方については、根本的な再検討の余地があると思われる⁴⁸⁾。

また、もっと悪質なものとしては、「証言」そのものの信憑性に疑問符がつく場合もある。そのような事例として、ここでは中国人「強制連行」における、加害者側「証言」の問題を取り上げたい。

例えば、朴慶植が影響を受けたという『世界』1960年5月所載の前掲「中国人強制連行の記録」には、「平和な無辜の農民」を「拉致」したという師団長の証言が出てくる。この師団長は、第59師団長であつた藤田茂中将である⁴⁹⁾。

《昭和十八年勞工を日本内地へ送る為俘虜を之れに充当することとなつたが、八路軍は情報入手が早く仲々捕えることは至難であつたので、自然、討伐の折、村を急襲し全く平和な無辜の農民を有無をいわずこれらを拉致して俘虜として日本へ送つたのである。勞工として日本へ送られた山東省よりの大部の中国人民の人々は此の様にして第五十九師団の將兵の手によって拉致されたものです》

しかしこの証言の信憑性には、根本的に問題がある。何となれば、この藤田という人は「中帰連」(中国帰還者連絡会)の初代会長であり、戦後中国に抑留され、中共によって洗脳された日本軍人の典型だからである。藤田は終戦後、ソ連の捕虜となり、シベリアに抑留されるが、1950年に中国に引き渡され、撫順戦犯管理所で中共に洗脳され、1954年に撫順で自筆の供述書を書いている。中共に洗脳された日本軍高官としては、最も高位にあつた将官の一人であるが、藤田がどんなに深く中共に洗脳されてしまったかは、この供述書の最後に、こう書いていることで判る⁵⁰⁾。

《最後に私は私に斯かる罪行を犯さしめた裕仁に対し、心よりの憎悪と闘争を宣言せんとするものであります。藤田茂 一九五四年八月一日 於撫順》

この中帰連関係者の手記を用いた証言集で、『三光』という戦後いち早くにベストセラーになった本に、「勞工狩り」の話が出てくる。大木仲治といふ軍曹の証言だが、日本軍がどんなに手荒な真似をして、中国人を片つ端から拉致して日本に送り込んだかということを書いている。例えば、こんなふうなのである⁵¹⁾。

《一九四一年八月下旬から九月初旬にかけて、…勞工狩り(博西作戦)作戦を開始した。…男という男は、老人であろうが子供であろうが、片っぱしから中国人民を拉致した。私は第十旅団隷下第四十四大隊第三中隊に所属し、国井英一大佐の指揮する第四十四大隊は、…この「勞工狩り」の蛮行を実行した。

真夜中の十二時、たたき起こされた私たちは、「こんどの作戦は、土百姓どもを一人残さず全部つかまえるんだ。」という中隊長池田中尉の怒号のもとに(中略)静かであつた村が、ガタガタ、ドンドン、バタリバタリ、ガチャン、ガチャンと、急に暴風でも来たように、一瞬にして嵐に化した。(中略)

こうして萊黄の旅団戦闘司令部に、各部隊が拉致した二、〇〇〇名あまりの老百姓が送られ、…侵略戦争遂行のため、強制労働に狩り出されて行つたのだ》

しかし、この証言は事実にそぐわない。1941年8~9月に「勞工狩り」をしたとあるが、東条内閣が「華人勞務者内地移入二閣スル件」を閣議決定するのは、昭和17年(1942)11月のことである。それより1年以上も前に「勞工狩り」をしたというのは、時期が合わない⁵²⁾。

中国人「強制連行」を批判した保守派の文献は、田辺敏雄のものしかないと先に指摘したが、田辺はこの大木軍曹が所属していた第四十四大隊の戦友会全員に、アンケートを送付している。回答者は44人だが、44人全員が「強制連行」なんて聞いたこともない、と回答したそうである。田辺はこう書いている⁵³⁾。

《回答者のなかから、証言者と同じ中隊に属するなど、当時の事情をよく知ると思われる回答者には、私の方で面談、手紙、電話による聞き取り調査を行った。(中略)

回答者全員が「強制連行」を知らないと否定した。同じ三中隊で大木仲治より1年古参の飯島進一は、「…農民に対し劳工狩りを行ったことは1回もなかった」と答え、池田中隊長は呉服店の若主人で「温和なもの静かな方で、勤務中、怒号を発するようなことは一回もなかった」と証言する。(中略) 同じ三中隊・池田隊の同年兵であった飯泉二郎も、「博西作戦に私も参加したが劳工狩り作戦なんて私の記憶にない」といい、同年兵の会でも大木からそのような話を聞いたことがないと記す》

田辺によれば、「劳工狩り」について証言した日本側の証言者は14人に上るが、その全員が中帰連のメンバーだそうで⁵⁴⁾、「中国人強制連行」の日本側旧軍人による加害証言は、全くデタラメだということが判る。しかし、田辺の研究は孤立無援であり、こういうことに本格的な研究をし、反論をする人が他にはいないので、中帰連という中共に洗脳された旧軍人グループが撫順の戦犯管理所で書いた手記や供述書の中身が、中国人「強制連行」の日本側証言として、無批判に利用されている事実がある。

彼らは、慰安婦「強制連行」における吉田清治と同じような役割を、中国人「強制連行」問題で果していると考えられる。しかもそれは、1950年代からである(前掲『三光』の初版は1957年)。吉田清治が慰安婦「強制連行」の偽証を行うのは80年代以降だから、実にその30年も前から、彼らは旧軍人の証言として中国人「強制連行」を口にし、自らエージェントを買って出て、もう何十年もの間、日本社会の中で中共のプロパガンダをしていることになる⁵⁵⁾。一朝一夕のことではない。

我々は、占領軍による「ウォーギルト・インフォメーション・プログラム」の影響を云々するが、それ以上にこの「中帰連」という集団的かつ「自発的」な中共エージェント、中共によつて洗脳された旧軍人グループが存在し、彼らが戦後日本人の歴史認識、贖罪的な日本「侵略」史観の形成に与えた影響には、無視できないものがある。

しかも、吉田清治の偽証は今では暴かれたが、中帰連の旧軍人による中国人「劳工狩り」の証言は、今でも堂々と罷り通り、一切の検証なしで学術書などにも「強制連行」の証拠として、堂々と採用されている。例えば、西成田豊の『中国人強制連行』は、中国人「強制連行」に関しては代表的な学術書の一つだが、証言の信憑性に根本的な問題があることなどはおくびにも出さず、「劳工狩り」を全て事実として紹介している⁵⁶⁾。

中帰連の旧軍人による「証言」に関しては、今でも様々な書物が刊行されているが⁵⁷⁾、これを体系的・批判的に研究した書物は未だに存在しない。今後徹底的な研究を必要とする分野の一つであろう。

註

- 1) 金英達『朝鮮人強制連行の研究』（金英達著作集Ⅱ）明石書店、2003年、32頁。
- 2) 同上、56頁。
- 3) 朝鮮人慰安婦の「強制連行」については、拙著『「慰安婦」政府資料が証明する〈河野談話〉の虚構』（明成社、平成26年）を、また中国人慰安婦の「強制連行」については『歴史認識問題研究』創刊号所収の拙論「「中国人慰安婦」研究上の問題点」を参照されたい。
- 4) 鄭大均『在日・強制連行の神話』文春新書、平成16年、116頁。
- 5) 藤島宇内「朝鮮と日本人—極東の緊張と日・米帝国主義」、『世界』177、昭和35年9月、227頁。
- 6) 鄭、前掲書、120頁。
- 7) 愼蒼宇「特集にあたって」（特集 朝鮮人強制連行研究の成果と課題—「戦後70年」の現在から考える（1））、『大原社会問題研究所雑誌』686、2015年12月、2頁。
- 8) 鄭、前掲書、120頁。
- 9) 朝日新聞「慰安婦報道」に対する独立検証委員会報告書、平成27年（2015）2月19日、4頁、7頁。日本政策研究センターHPにて公開。
- 10) 花岡事件とは、昭和20年6月30日に花岡鉱山（秋田県）で過酷な労働条件に耐えられず、華人（中国人）労務者約800人が集団蜂起し、半数に当たる400人余が殺害されたとされる事件。花岡事件の初出記事は、高橋実「ひとつの事実—花岡鉱山の中国人労働者に関する一医師の報告」、『社会評論』3-7、1946年7月、である。
- 11) 本報告書は、後に田中宏・内海愛子・石飛仁解説『資料中国人強制連行』（明石書店、1987.6）として復刻された。
- 12) 『太平洋戦争中における朝鮮人労働者の強制連行について—日本帝国主義の爪跡』朝鮮大学校地理歴史学科、1962年、4頁。
- 13) 本誌第2号所載の「微用工問題（朝鮮人・中国人「強制連行」）に関する文献目録（1）」、及び本号所載の「朝鮮人・中国人「強制連行」問題に関する文献目録（2）」を参照されたい。今回、文献目録のタイトルを上記のように変更したのは、「微用工」には華人（中国人）労務者は含まれない（戦時中の「微用」は、外国人たる華人労務者には適用されなかった）と判断したためである。
- 14) 78点というのは、前号の「文献目録」（1）のカテゴリー4から、筆者が【朝鮮人の微用】に相当する文献をカウントした24点に、今号の【朝鮮人の微用】のカテゴリーの文献54点（本号69-72頁）を加算した数字である。
- 15) 本誌前号「文献目録」（1）、81頁。
- 16) 鄭、前掲書、135頁。
- 17) 前掲「文献目録」（1）、81-82頁。
- 18) ブランドン・パーマー『検証 日本統治下朝鮮の戦時動員—1937-1945』草思社、2014年。
- 19) これも「文献目録」（1）の【華人労務者】に相当する文献4点と、「文献目録」（2）の当該文献7点（本号72頁）を加算した数字である。
- 20) 「文献目録」（1）の【戦後補償裁判】に相当する文献2点と、「文献目録」（2）の当該文献15点（本号72-73頁）を加算した数字。
- 21) 山田昭次「朴慶植先生の在日朝鮮人史研究について」、『在日朝鮮人史研究』28、1998年12月、17頁。
- 22) 鄭、前掲書、126頁。
- 23) 朝鮮人強制連行真相調査団編『朝鮮人強制連行真相調査団1970年代の活動』（資料集4）、1992.5
- 24) 真相調査団の北海道調査が大きな成果を挙げたことは、報告書だけでなく、翌1974年には早くも単行本（『朝鮮人強制連行・強制労働の記録』北海道・千島・樺太篇）が刊行されていることによって判る。逆に、沖縄・九州・東北・広島・長崎の調査が単行本になることはなかった。
- 25) 資料「北海道朝鮮人強制連行と虐待の実態」1973年5月、9頁（前掲『朝鮮人強制連行真相調査団1970年代の活動』（資料集4）所収）。
- 26) 真相調査団は、朝鮮総連の「フロント組織」（非合法組織などが自らの関与を隠しながら公然と活動するために設ける組織）だったと思われる。
- 27) 同上、23頁。

- 28) 同上。この報告書(資料「北海道朝鮮人強制連行と虐待の実態」1973.5)は、殆ど真相調査団の調査活動を地元紙が報道した、当時の新聞記事の切り抜きで構成されている。
- 29) 朝鮮人強制連行真相調査団編『朝鮮人強制連行・強制労働の記録—北海道・千島・樺太篇』現代史出版会、昭和49年、12-13頁。
- 30) 藤島宇内「北海道での朝鮮人強制連行・虐殺調査—対外侵略政策の転換迫る」(北海道新聞、73.4.26)。前掲資料「北海道朝鮮人強制連行と虐待の実態」、61頁所収。
- 31) 新聞報道資料「九州朝鮮人強制連行の実態」88頁、新聞報道資料「東北朝鮮人強制連行の実態」1975年5月、88頁。
- 32) 鄭、前掲書、118頁。
- 33) 例えば、藤島は『エコノミスト』誌(1966.10)に「北朝鮮を旅して」という訪問記事を5回連載し、北朝鮮を持ち上げている。
- 34) 藤島は1959年から1975年までの間に5回、北朝鮮を訪れており(藤島宇内「主体を打ち立てた朝鮮人民」、藤島編『今日の朝鮮』三省堂、昭和51年所収、242頁)、北朝鮮の日本人工作のターゲットにされた可能性がある。北朝鮮から見ると、藤島は朝鮮総連(真相調査団)に協力する、日本側エージェント(協力者)だったと考えられる。
- 35) 1980年3月7日付朝日新聞(川崎・横浜東部版)「命令忠実に実行 抵抗すれば木剣」。この記事の中で吉田は《2回ほど朝鮮半島に出かけ、“朝鮮人狩り”に携わった》と証言した。
- 36) 1982年10月1日付朝日新聞「朝鮮人こうして連行 「樺太裁判」で体験を証言」
- 37) 1983年10月19日付夕刊「韓国の丘に謝罪の碑 東京の吉田さん「微用の鬼」いま建立」、同11月10日付「ひと 朝鮮人を強制連行した謝罪碑を韓国に建てる吉田清治さん」、同12月24日付「たった一人の謝罪 強制連行の吉田さん 韓国で「碑」除幕式」。
- 38) 大高未貴『父の謝罪碑を撤去します—慰安婦問題の原点「吉田清治」長男の独白』産経出版、平成29年、12頁。引用文は、実際の碑の文面通りに改行した。
- 39) ラハルジョの他にもマレーシア・韓国・台湾・中国から、計16人を「被害者」として招いている。「アジア・太平洋地域 戦後補償を考える国際フォーラム」実行委員会編『戦後補償を考える』(アジアの声・第6集)東方出版、1992年。
- 40) 阿羅健一「もてあそばれた「兵補」」、『正論』1997年3月、110頁。
- 41) 同上、113-114頁。
- 42) 阿羅健一「戦後補償」の仕掛け人」、『国体文化』2006年8月、29-31頁。
- 43) 大森典子・安達洋子「中国人「慰安婦」訴訟の10年を振り返って」、『季刊戦争責任研究』47、2005年春季号、14頁。
- 44) 中国は「花岡虐殺事件」について、既に1953年7月8日付『人民日報』で、「日本軍国主義者の大悪逆行為」であり、「日本軍国主義の罪悪行為は必ずや清算されなければならない」などと論評している。他方、「南京虐殺事件」への論評は一切ないから、少なくともこの時点では、中国は花岡事件を利用して、サンフランシスコ講和後の対日外交を優位に導こうと考えていたものと思われる。(外務省アジア局第二課『中共対日重要言論集—一九五二年十二月一日より一九五五年三月末日まで』昭和30年7月、20~24頁。)
- 45) 鎌田澤一郎『朝鮮新話』創元社、昭和25年、320頁。
- 46) 鄭、前掲書、112頁。
- 47) 鎌田、前掲書、323頁。
- 48) 日本側の「証言」だけでなく、被害者たる朝鮮人の「証言」においても、彼らが自発的に日本にやってきたという「強制連行」と矛盾する証言は、故意に捨象されている事実を、鄭大均は指摘している。(鄭、前掲書、136頁)
- 49) 「中国人強制連行の記録」、『世界』173、昭和35年5月、147頁。
- 50) 新井利男・藤原彰編『侵略の証言』岩波書店、1999年、39頁。
- 51) 大木仲治「劳工狩り」、神吉晴夫編『三光』光文社(カッパ・ブックス)昭和32年所収、91頁、101頁。
- 52) 恐らくこの事実に基づいたためであろう、「中国人強制連行事件の記録」として1964年に出された『草の墓標』では、同書を引用しながら日付の部分だけは省略している。中国人強制連行事件資料編纂委員会編『草の墓標—中国人強制連行事件の記録』新日本出版社、1964年、22頁。
- 53) 田辺敏雄『検証 旧日本軍の「悪行」—歪められた歴史像を見直す』自由社、平成15年、110-111頁。

- 54) 田辺はこう指摘している。《勞工狩りについて証言した日本軍將兵は…私の知っている証言者だけでも「14人」にのぼります。特筆すべきことは、14人全員が中国戦犯だったという事実です。しかも、ほとんどが第59師団の在隊者だったのです》。田辺敏雄「「勞工狩り」証言—14人の証言者たち」、田辺のサイト「脱・洗脳史講座」所収、平成30年8月29日閲覧。
- 55) 因みに、中帰連は1957年9月に結成され、会員の高齢化により2002年には解散したが、その後継団体である「撫順の奇蹟を受け継ぐ会」は現在も活動を継続している。
- 56) 西成田豊『中国人強制連行』東京大学出版会、2002年、90-92頁。西成田が「勞工狩り作戦」の「証言」としてここで挙げているのは、木本伸治（前掲の大木伸治）・大野貞美・榎本正代の3名だが、全員中帰連の旧軍人が撫順で書いた手記の類いである。
- 西成田は、これらの「証言」の典拠として、『雲の墓標—中国人強制連行の記録』新日本出版社、1964（木本）、石飛仁『中国人強制連行の記録』太平出版社、1973（大野）、田中宏他解説『資料中国人強制連行』明石書店、1987（榎本）を挙げるのみだが（同書124頁）、彼らは全員撫順の戦犯管理所で、これらの「証言」を強いられて書いた（もしくは中国側の洗脳の結果として「自発的」に書いた）事実については、一切触れていない。その意味で、史料の扱い方に根本的な問題がある。
- 57) 「勞工狩り」に関する証言は、本誌収載「朝鮮人・中国人「強制連行」問題に関する文献目録（2）」の7c「中帰連関係者」の項（92-93頁）を参照されたい。また、それ以外にも管見に入った中帰連関係の代表的な書物を、発行年順に列挙しておく。

(中帰連が直接関与・編集した著作)

- 神吉晴夫編『三光—日本人の中国における戦争犯罪の告白』光文社（カッパ・ブックス）昭和32年。
中国帰還者連絡会・新読書社編『侵略—中国における日本戦犯の告白』新読書社、1958年。
同、新版、1967年。
日本中国友好協会・中国帰還者連絡会編『侵略—従軍兵士の証言 私の戦争体験記』日本青年出版社、1970年。
日本中国友好協会・中国帰還者連絡会編『侵略—従軍兵士の証言』日中出版、1975年。
中国帰還者連絡会編『新編三光—中国で、日本人は何をしたか』第一集、光文社（Kappa novels）昭和57年。
日本中国友好協会・中国帰還者連絡会編『侵略—従軍兵士の証言』改訂版、日中出版、1982年。
中国帰還者連絡会編『完全版三光』晩聲社、1984年。
中国帰還者連絡会・新読書社編集部編『侵略—中国における日本戦犯の告白』増補版、新読書社、1984年。
中国帰還者連絡会編『私たちは中国でなにをしたか—元日本人戦犯の記録』三一書房、昭和62年。
中国帰還者連絡会編『天皇の軍隊〈中国侵略〉—日本人戦犯の手記から』平和のための大阪の戦争展実行委員会・日本機関紙協会大阪府本部、1988年。
中国帰還者連絡会編著『侵略、虐殺を忘れない』日本機関紙出版センター、1989年。
中国帰還者連絡会編集委員会編『私たちは中国でなにをしたか—元日本人戦犯の記録』新風書房、1995年。
中国帰還者連絡会翻訳編集委員会訳編『覚醒—撫順戦犯管理所の六年 日本戦犯改造の記録』新風書房、1995年。
中国帰還者連絡会編『帰ってきた戦犯たちの後半生—中国帰還者連絡会の四〇年』新風書房、1996年。

(中帰連関係者の個人著作)

- 野上今朝雄ほか『戦犯』三一書房（三一新書）1956年。
西谷稔『私は中国で何をしたらか』中国アジア侵略史研究会、1972年。
横山光彦『望郷—私は中国で戦犯だった』サイマル書房、1973年。
島村光郎『中国から帰った戦犯』日中出版、1975年。
富永正三『あるBC級戦犯の戦後史』水曜社、1977年。
小川仁夫『処刑されなかった戦犯』日中出版社、1979年。
湯浅謙口述・吉開那津子著『消せない記憶—生体解剖の記録』日中出版社、1981年。
鶴野晋太郎『菊と日本刀』上下、谷沢書房、1985年。
国友俊太郎『洗脳の人生—三つの国家と私の昭和史』風濤社、1999年。

(その他の関連著作)

- 片岡正巳・板倉由明・田辺敏雄『間違いだらけの新聞報道—限りなき虚報のさまざま』閣文社、1992年。
- 田辺敏雄『「朝日」に貶められた現代史—万人坑は中国の作り話だ』全貌社、平成6年。
- 新井利男・藤原彰編『侵略の証言—中国における日本人戦犯自筆供述書』岩波書店、1999年。
- 星徹『私たちが中国でしたこと—中国帰還者連絡会の人びと』緑風出版、2002年。
- 田辺敏雄『検証 旧日本軍の「悪行」—歪められた歴史像を見直す』自由社、平成15年。
- 新井利男資料保存会編『中国撫順戦犯管理所職員の証言—写真家新井利男の遺した仕事』(教科書に書かれなかった戦争 Part42) 梨の木舎、2003年。
- 熊谷伸一郎『なぜ加害を語るのか—中国帰還者連絡会の戦後史』岩波書店(岩波ブックレット no.659) 2005年。
- 帰山則之『生きている戦犯—金井貞直の「認罪」』芙蓉書房出版、2009年。
- 岡部牧夫・荻野富士夫・吉田裕編『中国侵略の証言者たち—「認罪」の記録を読む』岩波書店(岩波新書) 2010年。
- 高尾栄司『「天皇の軍隊」を改造せよ—毛沢東の隠された息子たち』原書房、2012年。
- 大澤武司『毛沢東の対日戦犯裁判』中央公論新社(中公新書) 2016年。